

第Ⅰ章

体育・スポーツ事故の類型と法的責任

第1節 体育・スポーツ事故の類型と事故発生のメカニズム

体育・スポーツ事故は、これを類型化してみると、大まかに体育・スポーツ活動それ自体に起因する事故と、体育・スポーツ活動に付随して起きる事故とに区分できる。そこで、いま体育・スポーツについて類型化してみれば、いろいろな分け方が可能であるが、例えば、健康や体力の維持・増進といった体育・スポーツをいわば手段的に行うものと、楽しみや生きがいとして、いわば目的的に行うものとに分けられよう。体育・スポーツの性格といった観点からみれば、競技的なもの、戦闘的なもの、健康・娯楽的なもの、教育・訓練的なもの、及び治療・矯正的なものなどがある。また、体育・スポーツの主体と客体という観点からみれば、人、及び人対人（集団を含めて）のもの、人対物（施設・設備・用具等）、さらに入対自然（野山、河川、海等）の体育・スポーツがある。

次に、主体を若干きめ細かくみた場合、幼児、青少年、高齢者のスポーツをはじめ、障害者のスポーツ、学生スポーツ、勤労者とか社会人のスポーツなどがある。体育・スポーツの領域や場（所）という面から、学校スポーツとか職場スポーツというとらえかたもあり、屋内・屋外という観点からは、いわゆるインドア・スポーツとアウトドア・スポーツというとらえかたもある。その他、営利・非営利という事柄に関連して、アマチュアスポーツとプロスポーツないしは商業主義スポーツに分けて考える場合もあり、スポーツを行う時期からは冬季に行うスポーツを特にウィンター・スポーツと総称してとらえている。さらに、身体接触の態様や度合いなどからコンタクト・スポーツとノンコンタクト・スポーツとに区分することも可能である。このように、体育・スポーツの分け方には、実に様々なものがあり、したがって、体育・スポーツ事故の類型もそれに応じて様々なものがある。

体育・スポーツの場という観点から、上記の中で、学校における体育・スポーツに関する事故を類型的に、やや具体的にみてみると、まず、学校事故ないし災害（以後、単に事故等と呼称）の類型は、①時間的要因によるもの、②管理態様及び場所的要因、③事故・災害の形態、④責任態様、のいわゆるマトリックスによりとらえられる。例えば、具体的には、

①時間的要因としては、

- i) 教育活動中 ⇨体育の授業、体育祭・運動会等の学校行事、特別活動等
- ii) 休憩時間中 ⇨授業間、昼休み中、始業前特定時及び終業後の特定時等
- iii) 通学途中、登・下校中
- iv) 寄宿舎生活時間中
- v) 休業期間中

②管理態様及び場所的要因としては、

i) 学校管理下

⇒学校内（教室内、教室外）、学校外（学校行事等、通学区域内・区域外）

ii) 学校管理外 ⇒学校内（校庭開放等）、学校外

③事故等の形態としては、

i) 通常事故等

⇒人（自損事故等）、人対人（児童・生徒同志、児童・生徒と教職員、児童・生徒と一般人等）、人対物・環境等＜動物等＞（企画・計画等も含め、施設・設備・器具等の良否、自然的・人工的場等の環境整備の良否、馬等の管理の良否）

ii) 異常・非常事故等

⇒台風・地震・大火等の自然災害に遭遇、交通事故・暴動等非自然的事件に遭遇

④責任態様・主体としては、

i) 故意・過失

⇒国、地方公共団体、学校法人、教育委員会、教職員、父母、児童・生徒等、

ii) 無過失の場合

以上の類型が考えられる。これらの結果として、体育・スポーツ事故等の被害内容が、負傷、疾病、廃疾、死亡等に分けられる。

これらの様々な類型の中、最後の④責任態様・主体に注目して、事故の責任をi) 故意・過失にしほり、これを「本人の過失」と「指導者の過失」及び「施設・設備の不備・欠陥」とに分けてみた場合、学校体育の場合に限ってのものだが、ある調査によれば、本人の過失が全体の約4割、施設・設備の不備・欠陥によるものが約3割ということであった。このような学校体育・スポーツ事故の中でも、さらに学校開放の場合をみてみると、本人の過失が約6割と大半を占めていた。なお、指導者の過失によるものは約3割、また施設・設備の不備・欠陥によるものは約1割であった。これらのことからうかがい知れるよう、体育・スポーツ事故の類型とその事故責任の態様は、まさに種々様々であり、体育・スポーツの振興に携わる人々にとって、そのような事故の防止・安全管理はまことに意義のある仕事であると同時に、多種多様な対応の必要なしかも多大なエネルギーの要するものであることが推測されよう。

次に、体育・スポーツ事故の起きるいわゆるメカニズムについて若干述べてみよう。事故は文字通り事故であって、時、所を選ばず、人々のあらゆる事故防止策ないし安全管理策をのりこえて発生する。また、事故が起きた場合、事故そのものによる直接的な被害ないし損害に加えて、体育・スポーツの指導者

や管理・監督者等は道義的責任とともに法律上の責任が問われることがある。これは、事故の前（「事前」）の措置、「活動中」の措置、及び事故後の対応（「事後」）のいずれの場合も問われ得る。すなわち、事故の起きるメカニズムを構造的にとらえてみれば、「事前」とは、体育・スポーツ活動に入る前種々様々な事故防止・安全管理策であり、具体的には、体育・スポーツ活動の際に使用する施設・設備の点検・整備であり、水泳やスキーなどを行う前の準備運動であり、キャンプや登山等の際の行動計画等が、不幸にして事故が発生した場合にその良否が問題とされる。「活動中」では、体育・スポーツ活動に即した指導者や管理・監督者等の注意義務の適・不適がしばしば問題とされる。最後の「事後」は、例えば、動かしてはいけない負傷者を、動かして責任を問われたフットボールのコーチの例は、その典型例ともいえるものであり、いわゆる事故の補償体制とも密接にかかわってくるので、体育・スポーツ事故ないし事故責任を論じる場合には欠かせないものである。すなわち、体育・スポーツ事故は、その防止ならびに責任及び救急医療・補償との関連から構造的にいえば、「事前—活動中—事後」ととらえられ、しかもこれがワンサイクルとすれば、「事後」は次の活動の「事前」と密接に関連しているので（「事前—活動中—事後 ⇒ 事前—活動中—事後 ⇒ …」）、全体として円循環的な構造となっている。

このようなメカニズムで、事故が発生するわけであるが、これらの事故を惹起する要因をここで整理してみると、大まかに、

- I. スポーツ活動参加者にかかる要因（これには、①スポーツ活動者自身にかかる要因、例えば、スポーツ活動者の年齢等の属性的要因や、②スポーツ指導者にかかる要因、及び③観衆等の第三者にかかる要因がある。）
- II. スポーツの固有性・特性的要因（例えば、スポーツ活動の内容・種目により危険の度合いが異なる。）
- III. 環境的・物的要因（場所や天候等の自然状況を含めた環境的要因と施設・設備・用具等の要因）

の3要因に分けて考えられる。体育・スポーツ事故は、これら3要因が、それぞれ単独で、あるいは2つないし3つが相互に関連して惹起されているといえる。